# 学校いじめ防止基本方針

守口市立さくら小学校

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 (いじめ防止対策推進法の定義より)

## 2. いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関する問題であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく 侵害するだけでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。さらにその生命又 は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心し て学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校内外を問わず、いじめが行われな いようにすることを旨として行われなければならない。

#### (2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、 日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確 に取り組むことが必要である。いじめには以下のような様々な特質がある。

- ・いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは学校、家庭、地域など全ての関係者が各々の役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

#### 3. いじめ防止等の対策のための学校体制

いじめ未然防止に向けて [ 校長・教頭・全教職員 ]

- ○学校教育目標・学校教育計画など
- ○アンケートによる調査・対応
- ○縦割り班活動
- ○わかる授業
- 〇各教科・道徳・特別活動・総合的な学習での教育課程の検討
- ○情報モラル教育

いじめ早期発見に向けて [ 校長・教頭・全教職員 ]

#### 〇全教職員

いじめを早期発見の基本とし、 必要なことをもとに取り組む



中学校区学校運営協議会 PTA 民生委員 保護司等 いじめ初期対応・いじめ対応

[ 校長・教頭・生活指導担当

担任・学年(記録係)・養護教諭・SSW SC等 ]

〇ケース会議・緊急対策会議

- 〇正確な実態把握
- 〇指導体制 方針決定
- 〇児童への指導・支援
- 〇保護者・地域との連携
- 〇今後の対応

# 4. 年間計画

| 4月            | ・児童についての情報交換(部会・職員会議)                  |  |  |  |
|---------------|--|--|--|--|
|               | ・ 学校いじめ防止基本方針を児童や保護者に周知                |  |  |  |
| 5月            | ・児童についての情報交換(部会・職員会議)                  |  |  |  |
|               | • <del>家庭訪問</del> (住所確認)               |  |  |  |
|               | • 子どもを語る会                              |  |  |  |
| ・生活ふりかえりアンケート |  |  |  |  |
|               | • 非行防止教室(5年)                           |  |  |  |
| 6月            | <ul><li>児童についての情報交換(部会・職員会議)</li></ul> |  |  |  |
|               | ・心のアンケート                               |  |  |  |
|               | • 非行防止教室(6年)                           |  |  |  |
| 7月            | <ul><li>児童についての情報交換(部会・職員会議)</li></ul> |  |  |  |
|               | • 個人懇談会                                |  |  |  |
| 8•9月          | <ul><li>児童についての情報交換(部会・職員会議)</li></ul> |  |  |  |
|               | <ul><li>生活ふりかえりアンケート</li></ul>         |  |  |  |
|               | ・いじめ対応研修(教職員)                          |  |  |  |
| 10月           | <ul><li>児童についての情報交換(部会・職員会議)</li></ul> |  |  |  |
| 11月           | <ul><li>児童についての情報交換(部会・職員会議)</li></ul> |  |  |  |
|               | ・心のアンケート                               |  |  |  |
| 12月           | <ul><li>児童についての情報交換(部会・職員会議)</li></ul> |  |  |  |
|               | • 個人懇談会                                |  |  |  |
| 1月            | <ul><li>児童についての情報交換(部会・職員会議)</li></ul> |  |  |  |
|               | <ul><li>生活ふりかえりアンケート</li></ul>         |  |  |  |
| 2月            | <ul><li>児童についての情報交換(部会・職員会議)</li></ul> |  |  |  |
|               | <ul><li>子どもを語る会</li></ul>              |  |  |  |
|               | ・心のアンケート                               |  |  |  |
| 3月            | <ul><li>児童についての情報交換(部会・職員会議)</li></ul> |  |  |  |
|               | ・次年度に向けての児童の引き継ぎ                       |  |  |  |

## 5. 未然防止

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものである。この認識を全ての教職員がもち、児童の豊かな心の育成・好ましい人間関係の築き、いじめを生まない学校作りに取り組むことが、未然防止につながる。

#### (1) 児童や学級の様子を知る

- 〇児童や学級の様子を知るためには、児童たちと場を共にすることが必要である。そして児童の言動から1人1人の状況を推し量る、教職員の気づきが大切である。
- (2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
  - 〇主体的な活動を通して、児童たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う自尊感情を感じ取れる心の居場所作りの取り組みが必要である。
- (3) 人権教育や思いやりの心を育む道徳教育の充実
  - Oいじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないことを児童たちに理解 させることが必要である。また、いじめは、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するもので あり、人間性豊かな心を育てることが大切である。
- (4) 保護者や地域の方への働きかけ
  - Oいじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために学校便りや HP 等によって啓発する。

## 6. 早期発見

教職員は、いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうることであるという共通認識を持つ。そして全ての教育活動を通じて児童の観察等をすることで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さない努力をする。

#### (1) 早期発見のための手立て

- ①休み時間には、児童たちの様子に目を配り、「児童たちがいるところには、教職員がいる」ことを 心がける。子どもたちと共に過ごす機会を設けることは、いじめ発見に効果がある。
- ②担任を中心に、教職員は児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ③グループ内で気になる言動を察知した場合は、適切な指導を行い、人間関係の修復に務める。
- ④児童たちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ⑤担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にとることで、信頼関係を築く。
- ⑥気になる内容に関しては、家庭訪問や教育相談等を実施し、迅速に対応する。
- ⑦いじめ<br />
  実態調査アンケート
  - ○生活ふりかえりアンケートと心のアンケートを学期に1回ずつ、計6回のアンケート調査を実施 する。また、アンケートは発見の手立ての一つであるという認識をもっておく。
  - ○生活ふりかえりアンケートと心のアンケートは、複数の教職員(SSW や SC など)で確認した上でいじめ対策委員会において情報を集約した後に全教職員で共有する。

#### ⑧教育相談(学校カウンセリング)

〇日常生活の中での教職員の声かけ等、児童たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

#### 7. いじめの早期対応

いじめの兆候が確認された時には、早期に適切な対応をしなければならない。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速に指導を行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが大切である。またいじめの再発防止のため継続的に見守る必要がある。

#### (1) いじめを認知した場合の対応

# ①いじめ情報のキャッチ

→ ○最初に認知した教職員は校長に報告するとともに、学級担任・学年・生活指導担当等でいじめの確認を行う。 ○いじめられた児童を徹底して守る。 ○見守る体制を整備する。

## ② 正確な実態把握

- ↓ ○当事者や周りの児童から聞き取りをし、記録する。
  - ○個々に聞き取りを行い、関係教職員と情報の共有と正確な把握をする。

## ③指導体制、対応方針の決定

- ↓ ○校長は関係教職員を集め取組内容、役割分担等、解決に向けた方策を決定する。
  - ○全ての教職員の共通理解を図る。
  - ○教育委員会、関係機関との連携を図る。
  - 〇必要に応じて、SC、SSW を含む特別委員会を発足する。

## ④ 児童・保護者への指導(対応)と支援(複数教員での対応・記録の保存)

- ↓ Oいじめられた児童への対応
  - ・安心して学校に通学できるようにするために、いかなる理由があってもいじめは許さないことを伝える。
  - 事実確認と共に、まずつらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
  - 一緒に解決していくこと、秘密を守ることを伝える。
  - 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

## 保護者への対応

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に連絡し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

## 〇いじめた児童への対応

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き児童の背景にも目を向け指導する。
- ・学校は「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。

#### 保護者への対応

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- •「いじめは決して許されない行為である」という姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭 での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考えていく。

## ○観衆や傍観者への対応

- ・いじめは、学級や学年等集団全体のさらには自分たちの問題として意識させ、いじめを許さない集団作りに向けた話し合いを進めていく。
- ・いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- •はやし立てる、見て見ぬふりをするなどの行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

# ⑤継続した対応

- ・いじめが解消するまで、少なくとも3ヶ月間、継続的に指導・支援を行う。
- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的 に行う。
- いじめられた児童、いじめた児童双方にスクールカウンセラー等を活用し心のケアを進めていく。
- ・いじめの発生を契機として事例を検証し、再発・未然防止のために日常的にいじめに対して早期対応に努め、いじめのない学級作りへの取り組みを進んで行う。

## (2) 児童が帰宅した後等にいじめ事案が発覚した場合の対応

# ①被害児童やその保護者への初期対応

↓ ○聴き取り調査の事項(いつ、どこで、だれが、だれに、何があったのか)、対象や方法を伝える。

## ②結果報告

○結果報告に当たっては被害児童やその保護者の意向を尊重する。

## 8. ネット上のいじめの対応

#### (1) ネット上のいじめ

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、SNS を使ったりするなどの方法によりいじめを行うことである。

OSNS でのいじめ

○ブログでのいじめ

○オンラインゲーム上でのいじめ

○学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

## (2) 未然防止のために

- ①情報モラルに関する指導で児童たちに理解させること
  - ○発信した情報は、多くの人にすぐ広まる
  - ○書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、傷害などの別の犯罪につながる可能性がある
  - 〇一度流出した情報は、回収できない
  - O匿名で書き込みをした人でも、特定できる

## ②保護者へ伝えたいこと

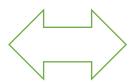
- 〇児童たちのパソコンやスマートフォン等を管理するのは第一に家庭である。フィルタリングだけでなく、家庭の中で児童たちを危険から守るためのルールを作ったり、児童と話し合ったりする。
- 〇インターネットへのアクセスは、知らぬ間に個人情報が流出するインターネット特有のトラブルが起こっている認識をもつ。
- 〇インターネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えることを 認識する。
- Oトラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づいたときは、迷わず問いかけ、迅速に学校へ相談すること。

# 9. いじめ事象のレベル別対応表

| レベル  | 項 |   | 具体化した内容   |
|------|---|---|---|
| レベル① | 基 | 準 | 【いじめのサイン】を確認  |
|      | 事 | 象 | 【いじめのサイン】とは ・冷やかされる・からかわれる・嫌なことを言われる・悪口を言われる ・脅し文句を言われる・無視される・軽くぶつかられる ・遊ぶふりをしてたたかれる・遊ぶふりをして蹴られる・物を隠される ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする |
|      | 対 | 応 | <ul><li>○報告・共有</li><li>⇒ 管理職・首席・生活指導担当・学年 ⇒ 全体(職員会議)</li></ul>  |
| レベル② | 基 | 準 | 【苦痛の訴え】を本人または保護者から確認<br>【金品をとられたこと】を確認<br>【身体の傷や痣】を確認   |
|      | 事 | 象 | 【苦痛の訴え】とは ・本人または保護者による申し出 ・アンケートによる訴え   |
|      | 対 | 应 | <ul><li>○いじめ対策委員会の招集</li><li>⇒ 管理職・首席・生活指導担当・担任・学年(記録係)・養護教諭・SSW・SC</li><li>○教育委員会への報告</li></ul>  |
| レベル③ | 基 | 準 | 【重大事態の発生】を確認した時   |
|      | 事 | 象 | 【重大事態】とは ・1号事案 いじめにより、本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき ・2号事案 いじめにより、本校に在籍する児童等が相当の期間(目安として年間30日)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき       |
|      | 対 | 心 | <ul> <li>○いじめ対策委員会の招集</li> <li>⇒ 管理職・首席・生活指導担当・担任・学年(記録係)・養護教諭・(人権教育担当)・SSW・SC</li> <li>○教育委員会と連携</li> <li>○警察など関係機関との連携</li> </ul>       |

# 市教育センター

06-6997-0703



## ■相談窓□

- いじめホットライン(子ども)06-6992-0177
- 電話教育相談 (保護者) 06-6992-6346
- ・メール教育相談(子ども・保護者)【24 時間送信可】【メールアドレス: soudan@moriguchi-osk.ed.jp】
- LINE 教育相談(子ども)【24 時間送信可】【アカウント名:守口市 LINE 教育相談・ID@kef2467j】

#### ■時間

平日9時~17時30分【土日祝、年末年始は除く】

- ・守口市子育て世代包括支援センター「あえる」 06-6995-7833
- ・守口市市民保健センター 06-6992-2217
- ・大阪府中央子ども家庭センター 072-828-0161
- ・大阪府教育委員会「すこやか教育相談」

(子) 06-6607-7361

(保護者) 06-6607-7362

(教職員) 06-6607-7363

- ・すこやか教育相談 24 0120-0-78310
- 子ども家庭相談室(子)0120-928-704
- 子ども家庭相談室(保護者) 06-4394-8754